

申請書に添付する書類の一覧 (②空き家を取壊した後の敷地を売却した場合 申請書様式1-2を使用)

※一部表現等を省略している箇所があるため、厳密には申請書に付随する確認表で確認すること

①	<p>【亡くなられた方が、該当の家屋に居住していたことを確認するため】</p> <p>亡くなられた方 (被相続人) の住民票の除票の写し (コピー可)</p> <p>※亡くなられた方が老人ホーム等に入所していた場合で入所後別の老人ホーム等に転居していた場合は「亡くなられた方の戸籍の附票」の写し</p>
②	<p>【相続した方が、該当の家屋に居住していなかったことを確認するため】</p> <p>家屋を相続した方の住民票の写し (コピー可)</p> <p>※住民票の写しでは相続開始の直前 (亡くなられた方が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前) の住所が確認できない場合 (従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合、2回以上移転している場合等) は、「相続した方の戸籍の附票」の写し</p>
③	<p>【売却日を確認するため】</p> <p>敷地の売買契約書のコピー</p> <p>※売買契約書で引渡しがあった日が確認できない場合は「登記事項証明書」等 (その売却の時期を確認できるもの)</p>
④	<p>【該当の家屋及び敷地を相続した方の人数を確認するため】</p> <p>家屋の閉鎖事項証明書及び敷地の登記事項証明書 (コピー可)</p> <p>※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、「遺産分割協議書」等</p>
⑤	<p>【該当の家屋を取壊した日を確認するため】</p> <p>家屋の閉鎖事項証明書 (④と併用可。)</p> <p>※家屋が未登記の場合は解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等 (取壊しをした時期及び対象を確認できるもの)</p>
⑥	<p>【相続から家屋の取壊し、敷地の売却まで「事業」「貸付け」「居住」に利用されていないことを確認するため】</p> <p>(i) ~ (iii) のいずれか</p>
	<p>(i) 電気、水道又はガスの使用中止日 (閉栓日、契約廃止日等) が確認できる書類</p> <p>※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの。水道であれば、水道料金窓口 (市役所5階) にて「給水証明書」を取得</p>
	<p>(ii) 宅地建物取引業者が家屋の現況が空き家であり取壊し予定があることを表示して広告している物件紹介書、チラシなど ※コピー可、宅地建物取引業者による広告が行われたものに限る</p>
<p>(iii) 家屋及びその敷地が相続から売却まで「事業」「貸付け」「居住」に利用されていないことを容易に認めることができるような書類</p> <p>※刈谷市が認める者が敷地の売却まで管理を行っていることの証明書 等</p>	
⑦	<p>【家屋の取壊しから敷地の売却まで敷地に建物が建てられていないことを確認するため】</p> <p>敷地の使用状況が分かる写真 (取壊しから売却まで間に撮影し、撮影日が記載されたもの)</p>
⑧ 亡くなった方が老人ホーム等に入所していた場合	<p>(i) ~ (iii) の全て</p>
	<p>【要介護認定、障害支援区分の認定を受けていたことを確認するため】</p> <p>介護保険の被保険者証のコピーや障害福祉サービス受給者証のコピー等</p> <p>※その他、要介護認定等の決定通知書、市区町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等でも可</p> <p>※介護保険の被保険者証を返却・廃棄した場合、長寿課にて「要介護・要支援認定等結果通知書」の再発行可</p>
	<p>【施設の名称及び所在地並びにその施設が次のいずれに該当するかを確認するため】</p> <p>施設への入所時における契約書のコピー等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム又は有料老人ホーム・介護老人保健施設又は介護医療院・サービス付き高齢者向け住宅 ・障害者支援施設又は共同生活援助を行う住居
	<p>【老人ホーム等への入所後から相続開始の直前まで、相続した方が家屋を一定使用し、かつ、「事業」「貸付け」「居住」に利用されていないことを確認するため】</p> <p>(ア) ~ (ウ) のいずれか</p> <p>(ア) 電気、水道又はガスの契約名義 (支払人) 及び使用中止日 (閉栓日、契約廃止日等) が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの ⑥- (i) と併用可</p> <p>(イ) 居住用家屋への外出、外泊等の記録 (老人ホーム等が保有するもの) のコピー</p> <p>(ウ) その他要件を満たしていることを認めることができるような書類 (家屋に配達された被相続人宛の郵便物等)</p>